

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部  
発行：財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005

# 社会保険

# いばらき

# 10

育児休業期間中は保険料が免除されます

2011 October  
NO.399

- ジェネリック医薬品による自己負担軽減額通知について
- 資格がなくなると健康保険証は使えません
- 第三者行為による傷病届について
- 11月は「ねんきん月間」です



「筑波山とコスモス」(撮影・つくば市)：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

## ② 育児休業等の終了時には、標準報酬の改定が行えます

育児休業等終了日に3歳未満の子を養育している被保険者は、随時改定(月額変更届)の要件に該当しなくても事業主様を経由して「健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届」を提出していただくことにより、標準報酬月額の改定が行えます。

育児休業終了直後は、休業前の標準報酬月額がそのまま用いられますが、この届出を行っていただくことにより、その翌月(4ヶ月目)から新しい標準報酬月額に改定されます。

なお、新しい標準報酬月額は、原則、改定が1月～6月に行われた場合はその年の8月まで、7月～12月に行われた場合は翌年の8月まで使用されます。

※1等級の変動であっても、標準報酬の改定が行われます。



### 育児休業等終了時報酬月額変更該当する人とは？

- ・育児休業終了日に3歳未満の子を養育していること
- ・育児休業終了日の翌日が属する月以後3ヶ月間に支払われた報酬(給料)の支払基礎日数が17日以上のあること(17日以上のある月が1ヶ月であってもかまいません。)

## ③ 3歳未満のお子さんを養育されている方に標準報酬月額の特例(みなし措置)があります

3歳未満のお子さんを養育している方の標準報酬月額が、その養育期間中、養育を始める前の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合には、被保険者の申出に基づき、従前標準報酬月額をその期間の標準報酬月額とみなして年金額を計算します。保険料は、実際の標準報酬月額に応じた額をご負担いただきます。この特例は、養育期間中の報酬の低下が、将来の年金額に影響しないように導入されたものです。

従前標準報酬月額とは、養育開始月の前月の標準報酬月額をさします。養育開始月の前月に厚生年金保険の被保険者でない場合には、その月前1年以内の直近の標準報酬月額が従前標準報酬月額となります。(その月前1年以内に厚生年金保険の被保険者期間がない場合には、みなし措置をうけていただくことはできません。)

なお、標準報酬月額の特例は、厚生年金保険のみが対象となり、健康保険については、特例がありませんので実際の標準報酬月額に基づく保険給付が行われます。

みなし措置を受けていただける期間は3歳未満の子の養育開始月から、3歳の誕生月の前月までです。

※この申出書には、①子の生年月日および子と申出者との身分関係を明らかにすることができる書類(市区町村長の証明書または子の戸籍抄本)と②申出者がその子を養育することとなった日を証する書類(住民票(写)等)の添付が必要です。

※申出日より前の期間については、申出月の前日までの2年間についてみなし措置が認められることとなりますので、ご注意ください。

詳しくは、お近くの年金事務所(厚生年金適用調査課)にお問い合わせください。

# ① 育児休業期間中は 保険料が免除されます

「育児休業・介護保険休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による満3歳未満のお子さんを養育するための育児休業期間の健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主の申し出により免除されます。

なお、免除期間中も被保険者の資格に変更はありませんので、保険証はそのままご使用いただけますし、将来の年金などの保険給付については、育児休業取得直前の標準報酬月額が用いられますので、申し出を行うことによって、将来の年金額が減額されるようなことはありません。保険料が免除される期間は、育児休業開始月から終了予定日の翌日を含む月の前月までです。

免除を受けていただくためには、事業主様が日本年金機構(年金事務所)に「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規・延長)」を提出いただく必要があります。

手続きを行うことにより、事業主及び被保険者の保険料負担が少なくなります。

例	育児休業開始年月日	育児期間終了年月日	保険料免除期間
	平成23年12月1日	平成24年10月25日	平成23年12月分～平成24年9月分
	平成23年12月1日	平成24年10月31日	平成23年12月分～平成24年10月分

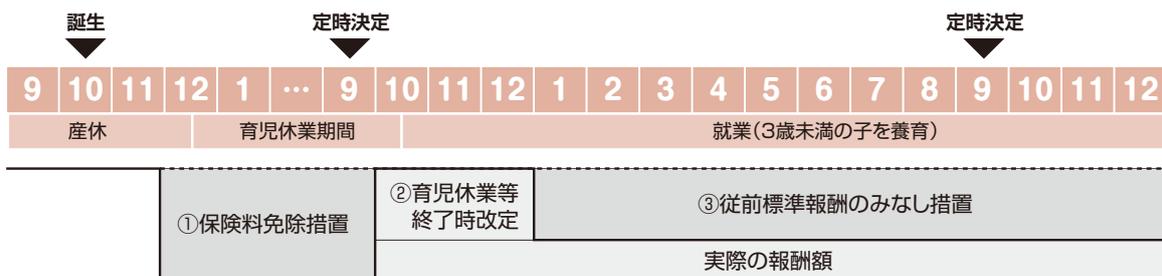
育児休業期間が当初の予定よりも早く終了したときには、「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届」の提出が必要になります。予定通りに育児休業を終了された場合には、お届けの必要はありません。

## ご注意ください

※労働基準法で定められている産後休業期間は、育児休業等の期間とはならないため、保険料をご負担いただく必要があります。

※保険料免除期間中に賞与が支給された場合は、賞与にかかる保険料も免除されますが、賞与支払届の提出は必要です。

## 育児休業に関する保険料と給付のイメージ図



\*太い実線 ————— は保険料額算定上の標準報酬月額      太い破線 - - - - - は給付算定上の標準報酬月額

協会けんぽからのお知らせ

# 平成23年度ジェネリック医薬品 による自己負担軽減額通知について

普段お使いのお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の自己負担額がどれくらい軽減されるかを計算した通知書を、対象の方にお送りいたします。  
茨城支部では、平成23年11月14日にお送りします。  
※この機会に切替をご検討ください。

## ①対象となる方

35歳以上の加入者(ご家族様含む)のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方です。  
※すべての方にお知らせするものではありません。  
※前回(平成22年11月)通知が届いた方は対象となりません。

## ②実施方法

今回の通知は、前回の方法(事業所経由)と異なり、**対象者のご自宅に直接郵送**いたします。

### ご注意

なお、ジェネリック医薬品は医師による処方せんが必要です。まずは医師・薬剤師にご相談ください。  
ただし、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。使用できる病気(効能)が異なる場合や、在庫がない場合など切り替えることができない場合があります。

### 病院・診療所にて...

先生、このお薬はジェネリックに変えられますか?

はい、このお薬なら変えられますよ。

または

### 薬局にて...

処方せんはこれですが、ジェネリックに変えられますか?

3種類のお薬が出てますね。2種類はジェネリックにできますよ。

※処方せんの「変更不可」欄に医師のサインがなければ、薬局でジェネリック医薬品に変更できます。

ジェネリック医薬品の詳しい内容につきましては、こちらをご覧ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/10,11866,125.html>

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部  
協会けんぽ

企画総務グループ ☎029-303-1580 (直通)  
☎029-303-1500 (代表)

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ茨城支部ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html> または

協会けんぽ 茨城支部

検索

# 資格がなくなると 健康保険証は 使えません



会社を退職したときや被扶養者でなくなったときにはご注意ください!!

健康保険の資格を喪失した後に、うっかり健康保険証をつかってしまうケースが非常に多く見られます。

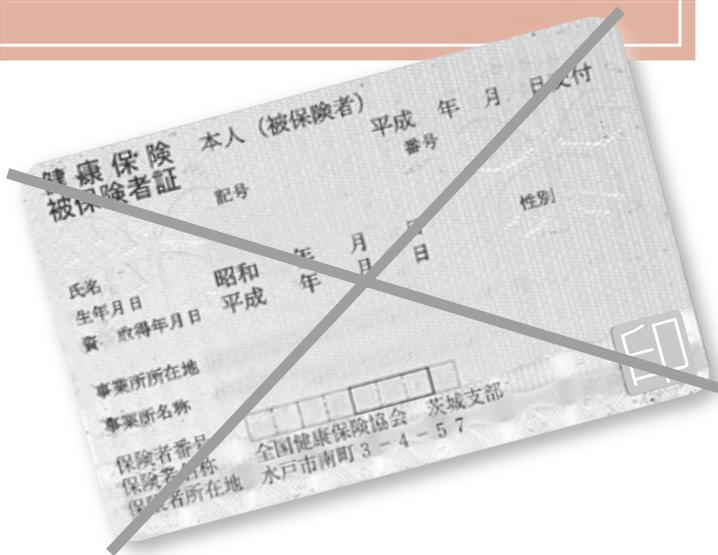
退職して健康保険の資格を喪失した場合は、退職日の翌日からそれまでお使いの健康保険証を使用することができません。

新しい健康保険制度に加入して、新しい健康保険証をお使いください。

(就職や転職などをきっかけに、それまで加入していた健康保険の資格を喪失した場合も同様となります。)

もし、今までの健康保険証を使用してしまうと資格喪失後受診となり、後ほど協会けんぽが負担した医療費(総医療費の7割~9割)を返還していただくこととなります。

このため、退職時には家族(被扶養者)の健康保険証も含めて、退職する会社へ返却するようお願いします。



## 事業所の方へのお願い

退職した方の健康保険証は必ず回収してください

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部  
協会けんぽ

業務グループ ☎029-303-1582 (直通)

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ茨城支部ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html> または

協会けんぽ 茨城支部

検索

## 「第三者行為による傷病届」について

交通事故やけんかなどで負傷してしまい、健康保険証を使って治療を受ける場合は、事前に協会けんぽへ連絡をいただいた上で、「第三者の行為による傷病届」を提出していただきます。

第三者の行為(自分以外の人)の行為によって負傷し、健康保険証を使った場合は、過失に応じて、本来、加害者が支払うべき医療費を協会けんぽが負担したことになります。

また、他人が飼っている犬に噛まれた場合でも、同様に飼い主が支払うべき医療費を協会けんぽが負担したことになります。

そのため、協会けんぽでは「第三者の行為による傷病届」を受理することで、医療機関における医療費を立て替え、加害者に治療費を請求することになりますので、必ずご提出をお願いします。

詳しくはこちらをご覧ください

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,53691,79,449.html>

### お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部 レseptグループ ☎029-303-1583 (直通)

協会けんぽ

☎029-303-1500 (代表)

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> または

検索

## 年金相談予約のご案内

待ち時間を解消するため年金相談時間の予約をお受けいたします

年金相談にお越しの際は、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書など本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

また、代理の方が相談に来られる際には、委任状と代理人の方の身分を確認できるものとして(運転免許証・パスポート・写真付住民基本台帳カード等)が必要となります。

ご持参をいただく物としては、各年金事務所にお尋ねください。

### 予約の申込方法

- 1か月前から前日まで、電話で予約を受け付けいたします。ご希望の日時をご指定ください。  
※他のお客様と重複する時は、日時についてご相談させていただく場合もありますのであらかじめご了承ください。
- 予約申込の受付は、年金事務所 お客様相談室となります。

水戸北 ☎029-231-2282 下館 ☎0296-25-0834

水戸南 ☎029-227-3253 日立 ☎0294-24-2193

土浦 ☎029-824-7169

## 11月は「ねんきん月間」です

国民年金保険料を納めましょう

納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となります